

# 岡山 EAP カウンセリングルーム メンタルヘルス ニュース



〒703-8520  
岡山市中区浜 472  
岡山 EAP カウンセリングルーム  
発行責任者; 荒木潤子

Tel/Fax (086) 272-8116  
<http://okayamaeap.jp>  
e-mail ; [info@okayamaeap.jp](mailto:info@okayamaeap.jp)

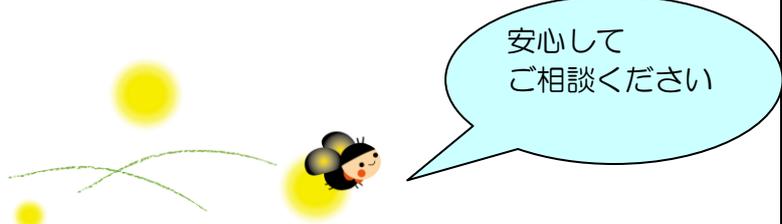
## 裁判員のこころのケアが一步前進しました

殺人事件などの裁判員裁判の審理で精神的ショックを受けた裁判員、補充裁判員や、その経験者が守秘義務の対象となる「評議の秘密」などを医師やカウンセラーに話すことは、法務省が「差し支えない」との見解をまとめていたことが 18 日、同省関係者への取材でわかった。(2010.5.19 山陽新聞)

2009 年 5 月から始まった、一般市民が裁判員として重大事件の審理に関わるという「裁判員制度」は、裁判に市民感覚を反映するという目的で始まりました。現在のところ、裁判員経験者の 96.7%が「参加してみて、良い経験と感じた」と答えているそうです(裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書 平成 21 年度より)。しかし、審理中にむごい写真を見たり、被告に対する長期間の刑罰を決めたりすることによる市民の精神的負担のケアが、課題の 1 つとなっていました。

裁判員は評議の内容について、公にすることを禁じられる「守秘義務」を負います。しかし、医師やカウンセラーも相談内容の秘密を守る「守秘義務」を負っていますので、専門家に相談する限りにおいては、裁判員の守秘義務は解かれるという法務省の見解が出た、というニュースです。

20 歳以上であれば、これからは誰もが裁判員に選ばれる可能性があります。選ばれること自体が非日常的体験であり、ストレスにもなりやすいと思われます。岡山 EAP カウンセリングルームでも、カウンセラーは守秘義務を負う専門家です。もし裁判員を経験したことによる精神的負担がある場合も、安心してご相談いただけます。



安心して  
ご相談ください